

## ( 参考 )

### 1 . バーゼル条約及びバーゼル法について

#### ( 1 ) バーゼル条約及びバーゼル法について

1980 年代に多発した有害廃棄物の越境移動をめぐる事件を契機として、有害廃棄物の国境を越える移動の問題は、先進国だけでなく、途上国をも含んだ地球規模での対応が必要な問題(いわゆる地球的問題のひとつ)であると認識されるようになった。

このような問題に対処するため、UNEP(国連環境計画)を中心に国際的なルール作りが行われ、1989 年(平成元年)3 月、有害廃棄物の輸出に際しての許可制や事前通告制、また不適正な輸出、処分行為が行われた場合の再輸入の義務等を規定した「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に關するバーゼル条約」(以下「バーゼル条約」という。)が採択された。

バーゼル条約の批准国は、1992 年(平成 4 年)2 月 5 日に条約の発効要件である 20 カ国に達し、条約は 3 ヶ月後の同年 5 月 5 日に発効した。(2004 年 2 月現在、158 カ国 1 機関が批准/別添 1 )

#### ----- バーゼル条約の概要 -----

この条約に特定する廃棄物(「有害廃棄物及びその他の廃棄物」)の輸出には、輸入国(通過国を経由する場合には、原則として通過国も含む。)の書面による同意を要する。

締約国は、国内における廃棄物の発生を最小限に押さえ、廃棄物の国内処分施設を確保する等の措置により、廃棄物の国内処分を促進する。

廃棄物の不法取引を犯罪性のあるものと認め、この条約に違反する行為を防止し、処罰するための措置をとる。

非締約国との廃棄物の輸出入を原則禁止する。

廃棄物の南極地域への輸出を禁止する。

廃棄物の運搬及び処分は、許可された者のみが行うことができる。

国境を越える廃棄物の移動には、条約の定める移動書類の添付を要する。

廃棄物の国境を越える移動が契約通りに完了することができない場合、輸出国は、廃棄物の引取りを含む適当な措置を取る。

廃棄物の国境を越える移動が発生者又は輸出者による不法取引によって行われた場合、輸出国は廃棄物の引取りを含む適当な措置をとる。

締約国は、廃棄物の処理を環境上健全な方法で行うため、主として開発途上国に対して、技術その他の国際協力を行う。

条約の趣旨に反しない限り、非締約国との間でも、廃棄物の国境を超える移動に関する二国間又は多数国間の取決めを結ぶことができる。

\* 日本は、OECD 諸国間で取決めを締結

我が国では、バーゼル条約を実施するために、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(以下「バーゼル法」という。)を制定。同法は平成4年12月16日に公布され、平成5年12月16日に施行された。(別添2)

## (2) 特定有害廃棄物等の輸出入の手続き

バーゼル法の規制対象となる廃棄物等(以下「特定有害廃棄物等」という。)を輸出入しようとする場合は、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の承認が必要である。

### 輸出手続(別添3)

経済産業大臣は、輸出者から特定有害廃棄物等の輸出の申請があったときは、その写しを環境大臣に送付する。

環境大臣は、輸出先国及び通過国に対し、書面による事前通告を送付する。

環境大臣が輸出先国等から同意の回答を得るとともに、環境汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した上で、経済産業大臣は、輸出者に対し、輸出を承認する。

経済産業大臣は、輸出の承認をしたときは、速やかに、輸出者に対し輸出移動書類を交付する。

### 輸入手続(別添4)

環境大臣は、輸出国から特定有害廃棄物等の我が国への輸出について書面による通告を受領したときは、その写しを経済産業大臣に送付するとともに、バーゼル法に基づき環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し説明を求め、意見を述べることができる。

環境大臣は、経済産業大臣から輸入の承認又は不承認の回答を受けたときは、その旨を輸出国に通告する。

経済産業大臣は、輸入の承認をした場合において、承認を受けた者から当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の提出を受けたときは、当該移動書類の内容が通告の内容と一致することを確認の上、速やかに、輸入者に対し輸入移動書類を交付する。

## 2. 平成15年(2003年:暦年)における特定有害廃棄物等の輸出の状況

(1) 一連の輸出手続を段階別に区分して輸出案件の処理状況を整理すると以下のとおりになる。

ア. 輸出承認の申請を受け、環境省から輸出先国に対する事前通告を行ったものは11件で、その輸出予定量は18,822トンであった。

(平成14年は6件、8,202トン)

イ. 相手国からの輸入同意の回答を得て、経済産業大臣が輸出の承認を行ったものは5件で、総量は10,502トンであった。

(平成14年は3件、3,400トン)

なお、通告を行った案件で、輸出先国から輸入不同意の回答を得たものは2件で、環境保全上の条件付同意の回答を得たものはなかった。

ウ．輸出の承認を得たもののうち、実際に輸出が開始され、経済産業大臣が輸出移動書類の交付をしたものは37件（注1、注2）で、総量は6,510トンであった。  
（平成14年は12件、824トン）

（2）輸出案件に係る特定有害廃棄物等の内容は別添5のとおりである。移動書類の交付に至った案件の品目は、鉛スクラップ、ハンダのくず、蛍光灯の水銀、シュレッターダストであり、シュレッターダストについてはリサイクル試験を、その他については金属回収を目的とするものであった。

\* パーゼル法施行以降の特定有害廃棄物等の輸出货量（輸出移動書類に記入された量）及び輸出の件数（輸出移動書類の交付件数）の経年変化は別添6のとおり。

### 3．平成15年（2003年：暦年）における特定有害廃棄物等の輸入の状況

（1）一連の輸入手続を段階別に区分して輸入案件の処理状況を整理すると、以下のようになる。

ア．相手国から我が国への輸出についての事前通告を受領したものは16件で、その輸入予定量は9,253トンであった。  
（平成14年は22件、7,378トン）

イ．輸入者からの輸入承認の申請により経済産業大臣が輸入承認を行い、環境省から相手国に対し輸入同意の回答を行ったものは19件（注3）で、総量は8,562トンであった。  
（平成14年は17件、9,734トン）

ウ．輸入の承認を得たもののうち、実際に輸入され、経済産業大臣が輸入移動書類を交付したものは71件（注1、注4）で、総量は4,812トンであった。  
（平成14年は42件、2,505トン）

（2）輸入案件に係る特定有害廃棄物等の内容は別添7のとおりである。移動書類の交付に至った案件の品目は、ガラスカレット（ブラウン管のくず）、銅スラッジ、銀スラッジ、電子部品スクラップ、含銅灰、廃バッテリー、メッキ汚泥、基盤屑、金属スクラップ、プリント基板、イオン交換樹脂であり、ガラスの再生利用や金属の回収など再生利用を目的とするものであった。

\* パーゼル法施行以降の特定有害廃棄物等の輸入量（輸入移動書類に記入された量）及び輸入の件数（輸入移動書類の交付件数）の経年変化は別添8のとおり。

注1：一定期間の輸出入に関して一括して事前通告又は輸出入の承認がなされたものであって、複数回に分けて輸出入される場合にあつては、通告及び輸出入承認の件数と移動書類の交付の件数とは一致しない。

注2：平成15年以前に輸出承認を得たものを含む。

注3：平成15年以前に事前通告を受領したものを含む。

注4：平成15年以前に輸入承認を得たものを含む。

(別添1)

## バーゼル条約への推准、加入等の状況

158ヶ国と1機関(EC) (2004年2月27日現在)

地域	国名	加入年月日						
西 欧 そ の 他	アンドラ	99.07.23	中 南 米 カ リ ブ 諸 国	バルバドス	95.08.24	ア フ リ カ	パプアニューギニア	95.09.01
	オーストラリア	92.02.05		ベリーズ	97.05.23		フィリピン	93.10.21
	オーストリア	93.01.12		ボリビア	96.11.15		カタール	95.08.09
	ベルギー	93.11.01		ブラジル	92.10.01		大韓民国	94.02.28
	カナダ	92.08.28		チリ	92.08.11		サモア	02.03.22
	デンマーク	94.02.06		コロンビア	96.12.31		サウディ・アラビア	90.03.07
	フィンランド	91.11.19		コスタリカ	95.03.07		シンガポール	96.01.02
	フランス	91.01.07		キューバ	94.10.03		スリランカ	92.08.28
	ドイツ	95.04.21		ドミニカ	98.05.05		シリア	92.01.22
	ギリシャ	94.08.04		ドミニカ共和国	00.07.10		タイ	97.11.24
	アイスランド	95.06.28		エクアドル	93.02.23		トルクメニスタン	96.09.25
	アイルランド	94.02.07		エルサルバドル	91.12.13		アラブ首長国連邦	92.11.17
	イスラエル	94.12.04		グアテマラ	95.05.15		ウズベキスタン	96.02.07
	イタリア	94.02.07		ギアナ	01.04.04		ベトナム	95.03.13
	リヒテンシュタイン	92.01.27		ホンジュラス	95.12.27		イエメン	96.02.21
	ルクセンブルク	94.02.07		ジャマイカ	03.01.23		アルジェリア	98.09.15
	マルタ	00.06.19		メキシコ	91.02.22		ベナン	97.12.04
	モナコ	92.08.31		ニカラグア	97.06.03		ボツワナ	98.05.20
	オランダ	93.04.16		パナマ	91.02.22		ブルキナ・ファソ	99.11.04
	ニュージーランド	94.12.20		パラグアイ	95.09.28		ブルンジ	97.01.06
	ノルウェー	90.07.02		ペルー	93.11.23		カメルーン	01.02.09
	ポルトガル	94.01.26		セント・キッツ・ネーグイス	94.09.07		カーボベルデ	99.07.02
	スペイン	94.02.07		セント・ルシア	93.12.09		コモロ	94.10.31
	スウェーデン	91.08.02		セント・ヴィンセント 及びグレナディーン諸島	96.12.02		コートジボワール	94.12.01
	スイス	90.01.31		トリニダード・トバゴ	94.02.18		コンゴ民主共和国	94.10.06
	トルコ	94.06.22		ウルグアイ	91.12.20		ジブチ	02.05.31
イギリス	94.02.07	ベネズエラ	98.03.03	エジプト	93.01.08			
EC	94.02.07			赤道ギニア	03.02.07			
中 東 欧	アルバニア	99.06.29	ア ジ ア 太 平 洋	バーレーン	92.10.15	エチオピア	00.04.12	
	アルメニア	99.10.01		バングラデシュ	93.04.01	ガンビア	97.12.15	
	アゼルバイジャン	01.06.01		ブータン	02.08.26	ガーナ	03.05.30	
	ベラルーシ	99.12.10		ブルネイ	02.12.16	ギニア	95.04.26	
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	01.03.16		カンボジア	01.03.02	ケニヤ	00.06.01	
	ブルガリア	96.02.16		中華人民共和国	91.12.17	レソト	00.05.31	
	クロアチア	94.05.09		キプロス	92.09.17	リビア	01.07.12	
	チェコ	93.09.30		インド	92.06.24	マダガスカル	99.06.02	
	エストニア	92.07.21		インドネシア	93.09.20	マラウイ	94.04.21	
	グルジア	99.05.20		イラン	93.01.05	マリ	00.12.05	
	ハンガリー	90.05.21		日本	93.09.17	モーリタニア	96.08.16	
	ラトビア	92.04.14		ヨルダン	89.06.22	モーリシャス	92.11.24	
	リトアニア	99.04.22		カザフスタン	03.06.03	モロッコ	95.12.28	
	ポーランド	92.03.22		キリバス	00.09.07	モザンビーク	97.03.13	
	モルドバ	98.07.02		クウェート	93.10.11	ナミビア	95.05.15	
	ルーマニア	91.02.27		キルギスタン	96.08.13	ニジェール	98.06.17	
	ロシア	95.01.31		レバノン	94.12.21	ナイジェリア	91.03.13	
	スロバキア	93.05.28		マレーシア	93.10.08	ルワンダ	04.01.07	
	スロベニア	93.10.07		モルジブ	92.04.28	セネガル	92.11.10	
	ユーゴスラビア	00.04.18		マーシャル諸島	03.01.27	セイシェル	93.05.11	
	マケドニア	97.02.16		ミクロネシア	95.09.06	南アフリカ	94.05.05	
	ウクライナ	99.10.08		モンゴル	97.04.15	チュニジア	95.10.11	
	アンティグア・バーブーダ	93.04.05		ナウル	01.11.12	ウガンダ	99.03.11	
	アルゼンチン	91.06.27		ネパール	96.10.15	タンザニア	93.04.07	
	バハマ	92.08.12		オマーン	95.02.08	ザンビア	94.11.15	
				パキスタン	94.07.26			

## 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律概要

### < バールゼル条約 >

- ・有害廃棄物等の国内処理の原則
- ・有害廃棄物等を輸出する際の輸入国・通過国への事前通告、同意取得の義務付け
- ・非締約国との有害廃棄物等の輸出入の禁止
- ・不法取引が行われた場合等の輸出者による再輸入義務等
- ・移動書類の携帯等

### [ 国内法の整備 ]

### < 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 >

定 義 「特定有害廃棄物等」	条約附属書に掲げる有害特性を有する廃棄物等若しくは家庭系の廃棄物又はこれらに類する有害廃棄物等（廃棄物だけでなく再生資源として利用される各種金属スクラップ等有価物を含むもの。）として条約の規定に基づき締約国が指定したもの。
-------------------	---

基本的事項の公表	経済産業大臣及び環境大臣は、必要な基本的事項を定め、公表するものとする。
----------	--------------------------------------

#### （ 輸出の承認 ）

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外為法に基づく輸出の承認を受ける。  
環境大臣は、経済産業大臣から環境汚染を防止するため特に必要があるものについて、その申請の写しの送付を受け、環境保全上支障がない旨の確認を行い、経済産業大臣に通知する。  
経済産業大臣は、環境大臣の通知を受けた後でなければ の承認をしてはならないものとする。

#### （ 輸入の承認 ）

特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外為法に基づく輸入の承認を受ける。  
環境大臣は、必要がある場合には、経済産業大臣に対し意見を述べることができる。

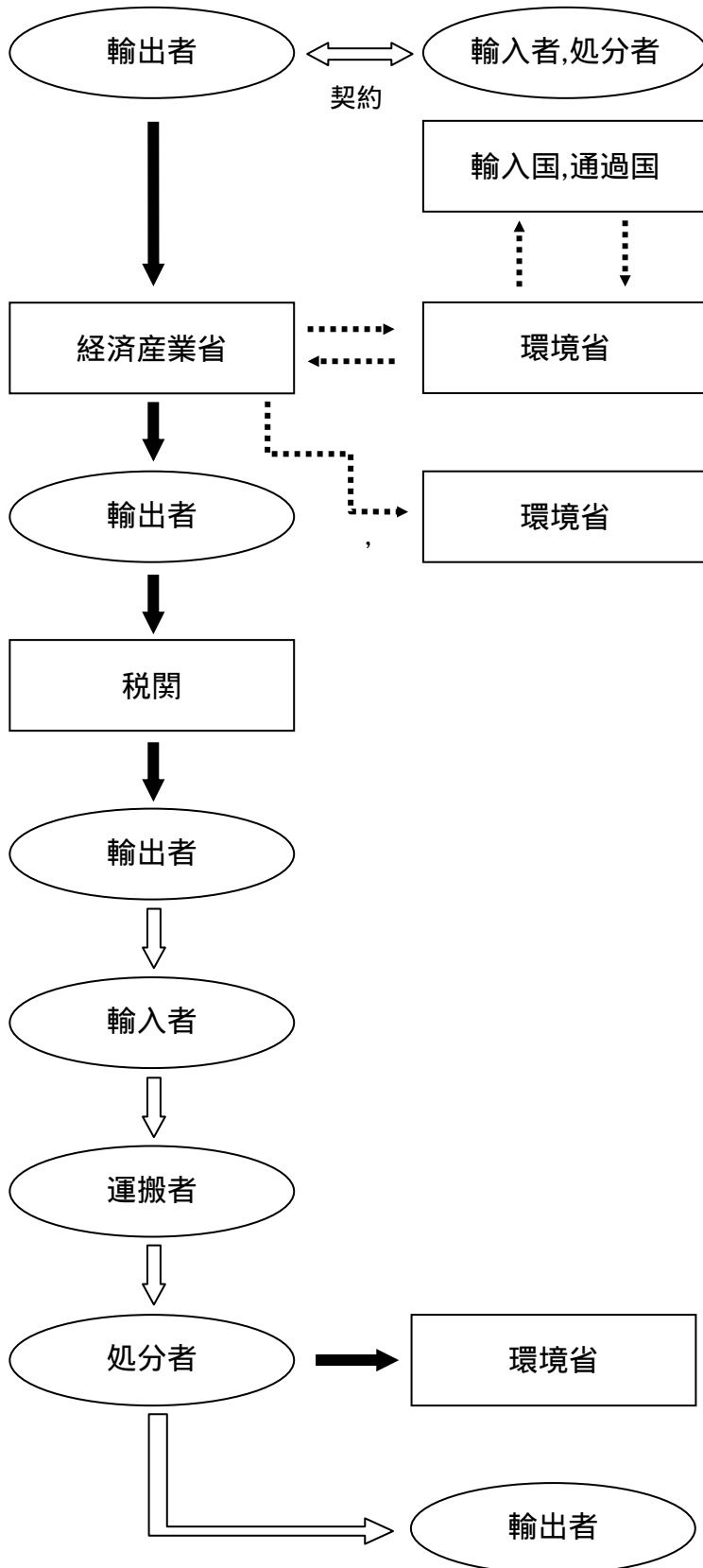
#### （ 移動書類 ）

特定有害廃棄物等を輸出入する場合において、移動書類を携帯して運搬することを義務付けるとともに、輸入された特定有害廃棄物等の処分が完了した場合等において、その旨を輸入の相手方、輸出国に通知するものとする。

#### （ 措置命令 ）

経済産業大臣及び環境大臣は、必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等を輸出した者等に対し、当該特定有害廃棄物等の回収、処分他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。  
経済産業大臣及び環境大臣は、必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等を輸入した者等に対し、当該特定有害廃棄物等を適正に処分することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## 輸出するときの手続きの流れ



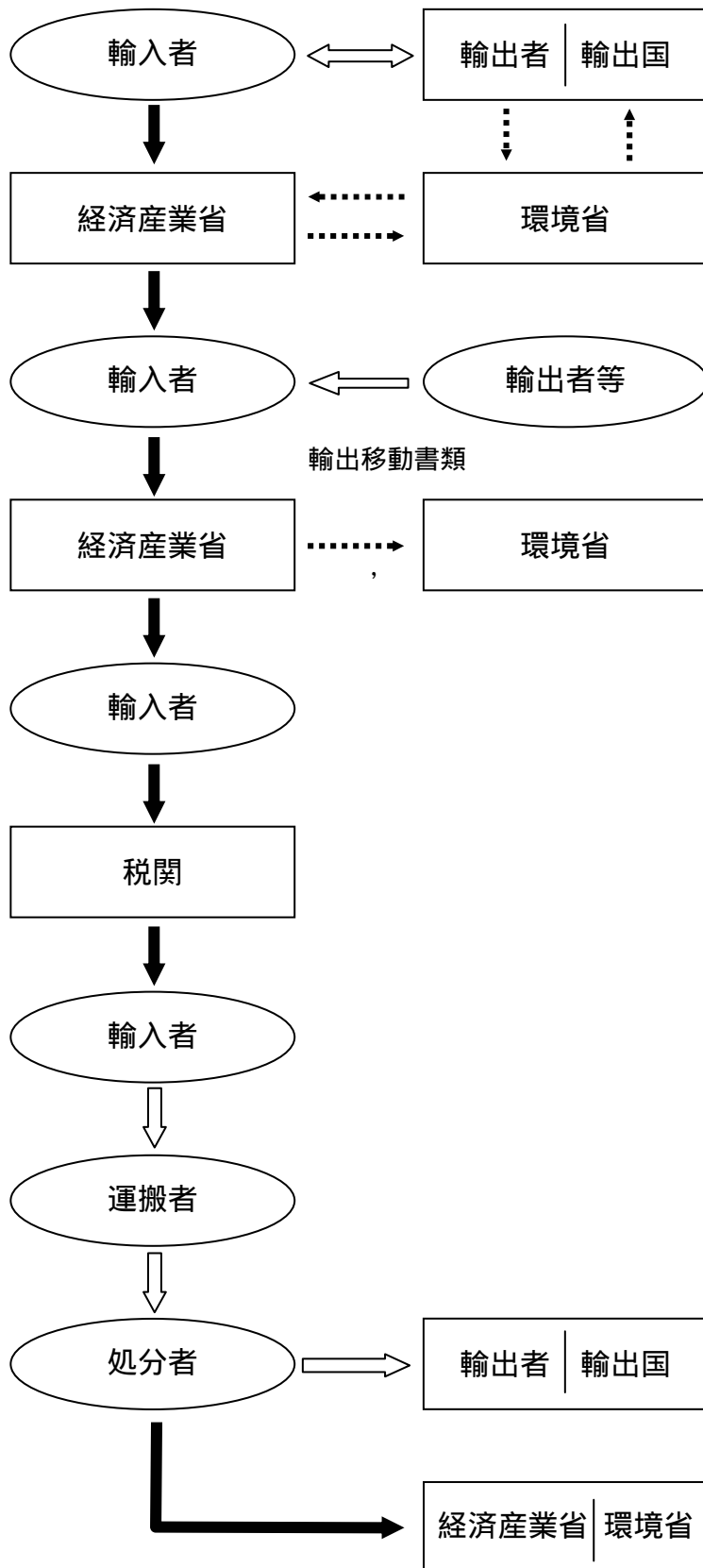
### 【輸出手続の流れ】

- 外為法に基づく輸出申請
- 申請書類写し送付
- 相手国へ通告
- 回答の受領
- 回答の送付
- 外為法に基づく輸出承認
- 輸出移動書類の交付
- 輸出移動書類写しの送付
- 関税法に基づく輸出申告
- 関税法に基づく輸出許可
- 引渡し及び移動書類携帯の義務
- 処分完了の通知等

- ← 企業間のやり取り
- ← 企業と政府のやり取り
- ← 政府間のやり取り

税関で有害廃棄物でないことを主張する場合、有害性がないことを立証する必要があります。

## 輸入するときの手続きの流れ



### 【輸入手続の流れ】

- 移動計画の通告
- 外為法に基づく輸入承認申請
- 通告の写しの送付
- 外為法に基づく輸入承認
- 輸入承認の通知
- 同意の回答
- 輸入移動書類
- 輸入移動書類の交付申請
- 輸入移動書類の交付
- 輸入移動書類写しの送付
- 関税法に基づく輸入申告
- 関税法に基づく輸入許可
- 引渡し及び両移動書類携帯の義務
- 処分完了の通知等の送付
- 処分完了の通知等の写し送付

- ← 企業間のやり取り
- ← 企業と政府のやり取り
- ← 政府間のやり取り

税関で有害廃棄物でないことを主張する場合、有害性がないことを立証する必要があります。

## 平成15年における特定有害廃棄物等の輸出の状況

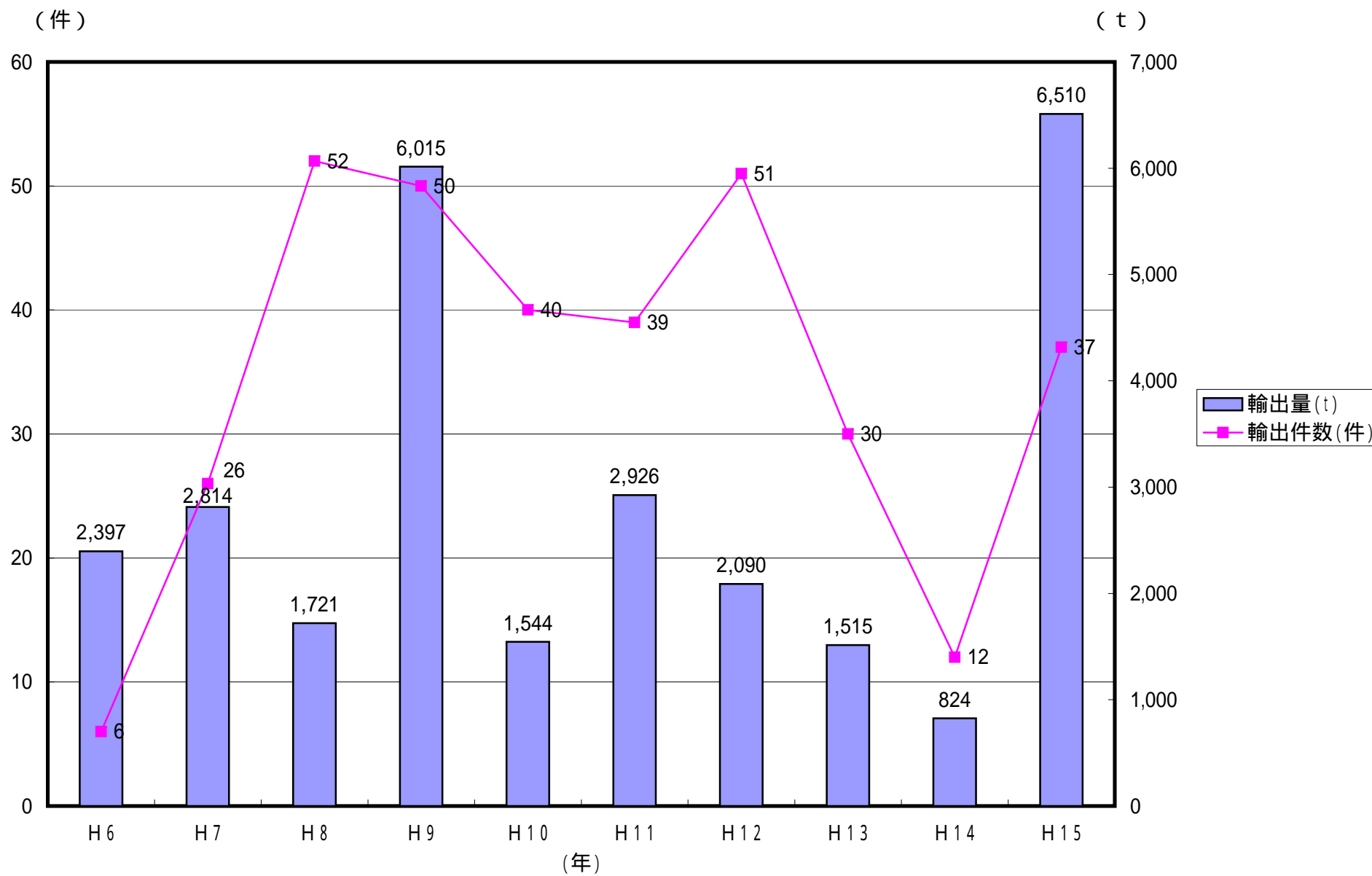
対象物	処分の目的	相手国	相手国への 通告重量 (トン)	輸出承認の 重量 (トン)	移動書類の交付		廃棄物の分類 (Y番号)	廃棄物の特性 (H番号)	附属書 番号	OECD リスト
					重量(トン)	件数				
ハンダのくず	金属回収	ベルギー	*500	*500	20	1	25,31	12		AA070
鉛スクラップ(鉛蓄電池)	金属回収	韓国	*2400	*2400	750	3	31	13		A1160
鉛スクラップ(鉛蓄電池)	金属回収	韓国	*2400	*2400	210	2	31	13		A1160
ハンダのくず	金属回収	ベルギー	*500	*500	187	4	31	11		A1020
ハンダのくず	金属回収	ベルギー	500	500	280	5	25,31	12		A1020
シュレッダーダスト	リサイクル試験	スイス	0.3	0.3	0.3	1	22,23,31	11		A3120
鉛スクラップ(鉛蓄電池)	金属回収	韓国	5,000	5,000	1,400	6	31	11		A1160
鉛スクラップ(鉛蓄電池)	金属回収	韓国	5,000	5,000	3,661	14	31	11		A1160
水銀(廃蛍光灯)	金属回収	ドイツ	2	2	2	1	29	11		A1010
鉛スクラップ(鉛蓄電池)	金属回収	韓国	2,000				31	13		A1160
ハンダのくず	金属回収	ベルギー	500				31	11		A1020
鉛スクラップ(鉛蓄電池)	金属回収	韓国	2,400				31	11		A1160
廃硝酸カリウム	金属回収	カナダ	20				30	5.1		A1030
鉛灰、鉛滓	金属回収	韓国	2,400				31	12		A1160
鉛スクラップ(鉛蓄電池)	金属回収	韓国	1,000				31	13		A1160
総量			18,822	10,502	6,510					
件数			11	5		37				

- 注) 1 \*の輸出案件は平成14年以前に通告がなされ、又は輸出承認を得たものであるが、輸出承認又は輸出移動書類の交付は平成15年中に行われたため、本表に掲載した。  
2 都合により輸出を行わなくなったものは本表には含まれない。



# 特定有害廃棄物等の輸出量及び輸出件数の推移

(別添6)



## 平成15年における特定有害廃棄物等の輸入状況

対象物	処分の目的	相手国	相手国からの 通告重量 (トン)	輸入承認の 重量 (トン)	移動書類の交付		廃棄物の分類 (Y番号)	廃棄物の特性 (H番号)	附属書 番号	OECD 番号	
					重量(トン)	件数					
ガラスカレット	ブラウン管再生	シンガポール	*3190	*3190	516	8	31	11	A2010	A1040	
電子部品スクラップ	金属回収	タイ	*300	239			31	13	A1180		
金属スクラップ	金属回収	シンガポール	*200	*200	20	1	17	13	A1050		
含銅灰	銅回収	シンガポール	*450	*450	13	1	22,31	11	A1150		
銅スラッジ	銅回収	フィリピン	*1000	*1000	360	4	24,31	11			
電子部品スクラップ	金属回収	タイ	*0.3	0.1			31	12	A1180		
銀スラッジ	銀回収	フィリピン	*500	*500	119	2	17,22	11	A1050		
メッキ汚泥	金属回収	インドネシア	*80	*80	8	1	17	6.1	A1050		
電子部品スクラップ	金属回収	タイ	*700	*700	379	15	31	11	A1180		
基板屑	金属回収	フィリピン	*200	*200	39	2	31	11	A1180		
銅スラッジ	銅回収	マレーシア	*1000	1,000	978	1	17,21,24	12	A1050		
銀スラッジ	銀回収	フィリピン	*20	*20	20	1	17	12	A1050		
銀スラッジ	銀回収	フィリピン	*500	*500	34	2	17,22	11	A1050		
廃バッテリー	金属回収	中国	*300	*300	196	11	26	11	A1170		
プリント基板	貴金属回収	フィリピン	*20	20	15	1	31	11	A1180		
イオン交換樹脂	金属回収	韓国	*4	*4	4	1	21	11			
含銅灰	銅回収	シンガポール	*450	450	122	7	22,31	11	A1150		
メッキ汚泥	金属回収	インドネシア	*60	60	50	1	17	6.1	A1050		
銅スラッジ	金属回収	フィリピン	*1000	1,000			24,27,31	11			
フライアッシュ	金属回収	スリランカ	2	2			21,22,23,26,27,31	6.1			
銀スラッジ	銀回収	フィリピン	500	500	416	2	17,22	11	A1050		
金属スクラップ	金属回収	フィリピン	120	120			20,22,23,31	8,11			
ガラスカレット	ブラウン管再生	シンガポール	2,000	2,000	1,418	8	31	11	A2010		
フライアッシュ	金属回収	フィリピン	2	2			31	6.1			
銀スラッジ	銀回収	フィリピン	500	500	101	1	17,22	11	A1050		
金属スクラップ	金属回収	シンガポール	200	200			17	13	A1050		
イオン交換樹脂	金属回収	韓国	4	4	4	1	21	11			
廃油	焼却	ミクロネシア	265	265			8,9	3	A3020,A4060		
廃蛍光灯、高圧放電ランプ	金属回収、ガラス回収	フィリピン	10				29	11	A1030		
基盤屑類	金属回収	フィリピン	100	100			31	11	A1180		
電子部品スクラップ	金属回収	タイ	2,000	2,000			31	11	A1180		
基盤屑類	金属回収	フィリピン	100	100			31	11	A1180		
含銅灰	銅回収	シンガポール	450				22,31	11	A1150		
銅スラッジ	銅回収	マレーシア	1,000				17	12	A1050		
銀スラッジ	銀回収	フィリピン	2,000				17,22	11	A1050		
総量			9,253	8,562	4,812						
件数			16	19		71					

注) 1 \*の輸入案件は平成14年以前に通告を受領し、又は輸入承認を得たものであるが、輸入承認又は輸入移動書類の交付は平成15年中に行われたため、本表に掲載した。

2 相手国より特定有害廃棄物等として通告を受けたものの、日本では特定有害廃棄物等と扱わないもの及び都合により輸入を行わなくなったものは本表に含まれない。

# 特定有害廃棄物等の輸入量及び輸入件数の推移

(別添8)

